

こんにちは。

今回も人事労務に関する実務上の疑問点や最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

- Q1. 最低賃金の改定額及び発効予定年月日は？
- Q2. ダブルワークをしている従業員が業務中に怪我をしたため労災保険給付の請求を行うが、従前の請求様式とどこが変更となりましたか？
- Q3. 女性社員の定着のために昨今注目されている対策等がありますか？
- Q4. マイナンバーカードの健康保険証利用はいつから始まりますか？
- Q5. 副業している従業員の労働時間管理で気をつけることはありますか？

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

Q1. 最低賃金の改定額及び発効予定年月日は？

A. 40 の県で 1～3 円の引上げ、10 月 1 日から順次改定されます。

厚生労働省が各都道府県の令和 2 年度最低賃金改定額及び発行年月日を取りまとめました。

最低賃金の引上げを行うのは 40 県で、1～3 円の引上げとなっています。

北海道、東京都、静岡県、京都府、大阪府、広島県、山口県の 7 都道府県は据え置きとなっています。

最低賃金は 10 月 1 日より順次、各都道府県毎に改定されます。

雇用形態や月給、時給など給与支給形態にかかわらず、すべての労働者に適用されますので、発行年月日と改定後の最低賃金額を確認の上、発行年月日前に必ず給与額の確認・改定を行うようにしましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/index.html

(望月)

Q2. ダブルワークをしている従業員が業務中に怪我をしたため労災保険給付の請求を行うが、従前の請求様式とどこが変更となりましたか？

A. 7月15日に発信した人事労務レポートのとおり、9月1日より複数の会社で勤務している従業員が業務中の怪我等により休業補償等の給付を受ける場合は、複数の会社の賃金を合算した額を基礎として給付額が決定されます。

これに伴い、労基署に提出する請求様式も変更となりました。

主な変更点は以下のとおりです。

・「その他就業先の有無」欄の追加

該当従業員が複数の会社で就業している場合は、就業先の会社数の記入が必要。

・複数就業先の賃金額等の証明欄の追加

各就業先の労働保険番号や該当従業員の平均賃金、雇入期間などを記入の上で就業先ごとの会社の証明が必要。

今後もし従業員に労災保険給付の対象となる怪我等が発生した場合は、他にも就業している会社があるかを本人に確認し、ある場合はその就業先へ証明等を依頼するようにしましょう。

<9/1以降の新様式>

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html>

(市川)

Q3. 女性社員の定着のために昨今注目されている対策等がありますか？

A. 不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのための制度策定、まとまった日数の年次有給休暇を取得しやすい制度づくりが挙げられます。

不妊治療と仕事の両立を支援するための施策としては、

・柔軟な勤務(勤務時間、勤務場所)を可能とする制度づくり

・最長1年の休職制度づくり

・上司・同僚の理解を深めるための研修実施

が例として多く見られています。

現状、厚生労働省の資料によると、日本では56,617人が生殖補助医療により誕生しており、これは全出生児(946,065人)の6.0%に当たり、約16.7人に1人の割合(2017

年)となります。

また、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある(または現在受けている)夫婦は18.2%となり、これは夫婦全体の5.5組に1組の割合です。

しかし、不妊治療は体調を崩しやすく、治療も長期化しやすいため、仕事と両立しているとする者は約5割しかおらず、約35%は仕事を辞めたり、雇用形態を変えてしまっている現状があります。

近年の晩婚化等を背景に不妊治療を受ける夫婦が増加しており、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にありますので、有能な人材の確保のための対策として、ご検討されてはいかがでしょうか。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/30.html>

(杉田)

Q4. マイナンバーカードの健康保険証利用はいつから始まりますか？

A. 2021年3月(予定)から、一部医療機関・薬局で順次マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

医療機関や薬局の窓口においてオンラインでの資格確認が開始されることに伴い、従来の保険証とは別に、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

【利用開始時期】

- ・2021年3月(予定)から、一部医療機関・薬局で利用可能となる予定です。
- ・2023年3月末には、概ね全ての医療機関等での導入を目指しています。
- ・2021年10月からは薬剤情報や医療費情報の連携も開始予定です。

【利用申込み】

マイナンバーを健康保険証として利用するには、事前の登録が必要です。

厚生労働省は、マイナンバーを健康保険証として使える機能の利用申込み受付を2020年8月7日(金)に開始しました。

利用申込みは、マイナンバーを利用して電子申請などの行政サービスを利用できるオンラインサービス「マイナポータル」にて行います。

【マイナンバーカードを健康保険証として利用する6つのメリット】

1. 健康保険証としてずっと使える
2. 医療保険の資格確認がスムーズに

3. 手続きなしで限度額以上の一時的支払いが不要に
4. 健康管理や医療の質が向上
5. 医療保険の事務コストの削減
6. マイナンバーで医療費控除も便利に

Q&A や利用申込み方法は、こちらでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

(巻下)

Q5. 副業している従業員の労働時間管理で気をつけることはありますか？

A. 他社での労働時間も通算する必要があります。

労働基準法第 38 条では「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する」と定められており、副業を行っている労働者(ダブルワークの方)の場合は他社での労働時間も含めた結果、法定労働時間を超えた時間に対して割増賃金の支払いが必要となります。

実務的には下記のような対応となります。

- ・労働者の申告をもとに他社の労働時間を把握する。
- ・複数の会社の所定労働時間の合計が法定を超える場合、超えた時間は後から労働契約をした会社での時間外労働となる。
- ・複数の会社の所定労働時間の合計が法定を超えない場合、所定外労働時間が行われた順に通算し、法定を超えた部分が時間外労働となる。

なお、9 月から「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が改定されました。

労働時間管理だけでなく、副業・兼業に対する会社の方針やルールを決めたり、上記 Q2 の労災保険の扱いを含めダブルワークの労務管理を行う際は、参考になさってください。

ガイドラインの概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000665402.pdf>

ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000665413.pdf>

(佐藤)

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで
社会保険労務士山口事務所
〒150-0002
東京都渋谷区渋谷 3-15-4 アロス渋谷ビル 5 階
TEL:03-6427-1191 FAX:03-6427-1192
Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>
Facebook : <http://www.facebook.com/ysoffice>
